

分類コード	X-1-1-1-02
保存期間	10年(平成39年12月31日まで)

秋 本 運 第 3 3 1 号
平 成 2 9 年 3 月 8 日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

特定任意高齢者講習実施要領の制定について（例規）

道路交通法第101条の3第1項に規定する講習（以下「特定任意高齢者講習」という。）については、この度、別添「特定任意高齢者講習実施要領」を定め、3月12日から運転免許の更新期間の満了する日が9月12日以降である者に対する特定任意高齢者講習を行うこととするので、誤りのないようにされたい。

別添

特定任意高齢者講習実施要領

第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第101条の3第1項に掲げる講習（以下「特定任意高齢者講習」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 講習の区分

法第101条の3第1項の更新期間が満了する日における年齢が70歳以上75歳未満の者、75歳以上の者のそれぞれ（小型特殊免許のみ保有者を除く。）については、次の区分により講習を行うものとする。

1 70歳以上75歳未満の者

- (1) 簡易講習（運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習規則」という。）第2条第1項第1号の表の1の項の区分欄に掲げる講習をいう。）

チャレンジ講習（コースにおける自動車等の運転をすることにより、加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に著しい影響を及ぼしているかどうかについて秋田県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の確認を受けるもの。）を受け、チャレンジ講習受講結果確認書（講習規則別記様式第1号）の交付を受けた者（当該確認を受けた日から起算して6月を経過しない者に限る。）を対象に行う講習。

- (2) シニア運転者講習（講習規則第2条第1項第1号の表の2の項の区分欄に掲げる講習をいう。）

(1)以外の者を対象に行う講習。

2 75歳以上の者

- (1) 簡易講習（講習規則第2条第1項第2号の表の1の項の区分欄に掲げる講習をいう。）

法第101条の4の規定により受けた認知機能検査（法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査をいう。以下同じ。）の結果について、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第29条の3第1項の式により算出した数値が76以上である者であって、当該認知機能検査を受けた後、チャレンジ講習を受け、チャレンジ講習受講結果確認書の交付を受けた者を対象に行う講習。

- (2) シニア運転者講習（講習規則第2条第1項第2号の表の2の項の区分欄及び同表の3の項の区分欄に掲げる講習をいう。）

(1)以外の者を対象に行う講習。

第3 講習実施上の留意事項

1 講習施設

所要の受講者を収容できる視聴覚教材を備えた教室、所要の運転適性検査器材を備えた施設、コース（シニア運転者講習のみ）等を整備するなどして講習の実施に必要な施設を確保するものとする。

なお、受講者は70歳以上の高齢者であることを踏まえ、受講者の移動が容易となるよう、施設のバリアフリー化に配慮するものとする。

2 講習指導員

(1) 講習指導員の要件

講習指導員の要件は、別に定める高齢者講習指導員の要件を充足する者とする。

(2) 講習指導員の資質の向上

運転免許センターは、講習指導員に対する教養及び研修会を随時開催し、知識、教育能力等の向上に努めるものとする。

なお、新しく講習指導員となる者に対しては、事前に十分な教養を行い、講習に関する知識・技術の習得を図るものとする。

3 講習用教材等

(1) 教本及び視聴覚教材等

教本及び視聴覚教材等は、別に定める高齢者講習において用いる教本、視聴覚教材等と同等のものを整備するものとする。

(2) 自動車等

自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース又は道路における自動車等の運転をさせることにより行う検査に基づく指導（以下「実車による指導」という。）ができるよう、所要の自動車及び原動機付自転車を必要数整備するものとする。

大型自動車、中型自動車及び準中型自動車については、補助ブレーキ等の装置を装備したもの、普通自動車については、マニュアル式及びオートマチック式のものに補助ブレーキ等の装置を装備したものとする。

また、大型自動二輪車及び普通自動二輪車については、マニュアル式及びオートマチック式のもの、原動機付自転車については原則としてスクータータイプのものとする。

(3) 運転適性検査器材

自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転適性検査器材を用いた検査に基づく指導（以下「運転適性検査器材による指導」という。）ができる所要の運転適性検査器材を整備するものとする。

(4) 録画装置

実車による指導の状況を記録できる録画装置等を整備するものとする。

(5) 映像再生機材

映像を用いた指導が実施できる映像再生機材を整備するものとする。

4 学級編成等

(1) 学級編成の基本

1学級の編成は、講習効果の上がるよう適正な人数で編成するものとし、シニア運転者講習における運転適性検査器材及び実車による指導については、免許の種類に応じ、四輪車又は二輪車（自動二輪車及び原動機付自転車をいう。以下同じ。）ごとに1グループ3人以内とするものとする。

(2) 講習指導員の配置

1 学級につき講習指導員 1 人を配置するものとし、運転適性検査器材による指導及び実車による指導については、1 グループにつき講習指導員 1 人が担当するものとする。

なお、双方向型講義については、講習指導員 1 人につき受講者を 6 人まで担当することができるものとする。

(3) 運転頻度等問診票の作成

講習に際して、受講者の日常の運転頻度等を把握するため、問診などの方法により「運転頻度等問診票」（別記様式第 1 号）を作成し、受講者に応じた車種、運動機能に関する課題の選定及び各講習科目における指導に活用すること。

5 講習の方法

講習は、別表 1 「特定任意高齢者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目（簡易講習）」、別表 2 「特定任意高齢者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目（シニア運転者講習（75歳未満及び75歳以上（第 3 分類）の講習）」、別表 3 「特定任意高齢者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目（シニア運転者講習（75歳以上（第 1 分類及び第 2 分類の講習）」及び別表 4 「特定任意高齢者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目（シニア運転者講習（合同講習）」に準拠し、秋田県の実態に即して重点を選択するなど、実質的効果が上がるような内容の講習指導案を作成するとともに、次の事項に配意して実施するものとする。

(1) 双方向型講義

双方向型講義においては、高齢者講習指導員が主体となって講義を進めつつ、安全運転・危険予測等に関する質問や講義内容の修得に関する確認を行うなど、受講者の理解度や認知機能の状況、講義内容が受講者に浸透するような指導に配意すること。また、加齢に伴う身体機能の変化についての理解を深めさせるとともに、地域における交通事故実態、改正が行われた道路交通法令及び高齢者の交通事故の特徴と防止策について、教本及び視聴覚教材等を活用して分かりやすい講義を行うものとする。

(2) 運転適性検査器材による指導

ア 指導方法

次に掲げる運転適性検査器材を使用して受講者全員に対し検査を行い、検査結果に応じた指導を行うものとする。

なお、指導に当たっては、他の受講者が測定を行っている時間についても、これを有効に活用した指導に努めるものとする。

(ア) 簡易講習

- a 夜間視力の変化を測定する夜間視力検査器
- b 水平方向の視野の範囲を測定する視野検査器

(イ) シニア運転者講習

- a 動体視力の変化を測定する動体視力検査器
- b 夜間視力の変化を測定する夜間視力検査器
- c 水平方向の視野の範囲を測定する視野検査器

イ 検査結果の取扱いと保存

検査結果は、受講者に通知するとともに、次回の講習の際の指導にも活用できるように保存に努めるものとする。

(3) 実車による指導（シニア運転者講習のみ実施）

ア 指導場所

原則としてコースにおいて行うものとする。ただし、コースにおいて実施することが困難な場合、又は講習効果が高いと認められる場合には、安全性についての配慮を行った上で、道路又はその他適切な場所において行って差し支えないものとする。

イ 講習用車両

- (ア) 受講者が保有する免許の種類に対応する自動車又は原動機付自転車を使用すること。ただし、対応する自動車がない場合には、次の措置を採ることができる。
 - a 大型免許を保有する者は、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を使用すること。
 - b 中型免許を保有する者は、準中型自動車又は普通自動車を使用すること。
 - c 準中型免許を保有する者は、普通自動車を使用すること。
 - d 大型自動二輪免許を保有する者は、普通自動二輪車を使用すること。
 - e 大型特殊免許を保有する者は、四輪運転シミュレーター又は原動機付自転車で行うこと。ただし、やむを得ない場合には模擬運転装置を使用して対応すること。
 - f 小型自動車、自動三輪車等限定付普通免許の保有者は、四輪運転シミュレーターで行うこと。ただし、やむを得ない場合には模擬運転装置を使用して対応すること。
- (イ) 講習用車両について、日常使用している種類のことを希望する者については、講習用車両の中から、取得している免許の種類により運転できる車両を選択することができるものとする。
- (ウ) 受講者の四輪車の持ち込みについては、グループ指導であることから原則として行わないこととするが、受講者からの申し出があり、車両の持ち込みによる指導を行うことについて、他の受講者に支障がなく、かつ、安全性の問題がない場合には、車両の持ち込みを認めても差し支えない。また、二輪車の持ち込みについては、これを認めても差し支えない。

ウ 実施方法

- (ア) 実車による指導は、別に定める実車指導要領に基づき行うものとする。
- (イ) 実車による指導の状況は、録画装置等を使用し記録すること。

エ 実車の運転に支障がある場合

受講者の体調・技能や降雪等の悪天候により、実車による指導が困難な場合には、シミュレーターでの代替措置を採るなどし、できる限り受講者に運転操作の指導が行えるよう努めるものとする。

(4) 個人指導等

シニア運転者講習（75歳以上（第1分類及び第2分類）の講習）の受講者を対象

に、個人指導及び映像教養を実施すること。

ア 個人指導

実車による指導において記録した映像を活用しつつ、双方向型講義の受講状況や運転適性検査器材による指導状況等を踏まえ、受講者個々の能力等に応じた指導を講習の最後（映像教養を除く。）に実施すること。

イ 映像教養

映像教養においては、加齢による身体機能の変化や危険予測等を内容とする映像教材を視聴させるものとする。

(5) 75歳以上の受講者に対する留意事項

ア 認知機能検査の結果に基づく講習の実施

75歳以上の者に対する講習においては、認知機能検査の結果に基づく講習を行うこととされており、主としてシニア運転者講習における実車による指導及び個人指導において、これを行うこととなるが、双方向型講義その他の講習においても認知機能検査の結果を踏まえた講習の実施に努めるものとする。

イ 認知機能検査の結果に関する秘密の厳守

法第108条の2第4項により、高齢者講習の実施の委託を受けた者は、認知機能検査の結果についての守秘義務を負っており、シニア運転者講習においても、これと同様に、他の受講者に認知機能検査の結果が明らかとならないよう言動に留意するものとする。

特に、実車による指導では、講習内容が異なることから同乗する他の受講者に認知機能検査の結果が明らかに分かるような指導とならないよう配慮するものとする。

6 受講に際しての確認

受講に際しては、次の事項に留意し、免許証及び講習通知書その他必要書類により受講申請者本人であることを確認するものとする。

(1) 簡易講習

チャレンジ講習受講結果確認書の交付を受けた者であることを確認するものとする。

特に、75歳未満の者については、チャレンジ講習受講結果確認書の交付を受けた日から6月以内に限り簡易講習を受講することが可能であることに留意するものとする。

(2) シニア運転者講習

シニア運転者講習については、住所地を管轄する公安委員会の如何を問わずに受講することが可能であることから、他の都道府県公安委員会の管轄する区域内に住所地がある者から受講申請があった場合でも受講を認めること。ただし、75歳以上の者については、認知機能検査を受けていることが受講要件となるので、認知機能検査の結果通知書により、当該検査の受検の有無について確認するとともに、受検した認知機能検査については、優良運転者が経由地申請を行う場合を除き、住所地を管轄する公安委員会が行ったものに限られることに留意するものとする。

第4 講習の委託

1 委託契約の方法

講習を委託する場合には、秋田県における諸規則その他関係法令によるとともに、公平性、透明性及び競争性の確保に留意すること。

2 委託契約の内容

講習を委託する場合は、あらかじめ講習の実施方法、講習科目等の具体的な講習実施基準（以下「委託講習の実施基準」という。）を定め、これに基づいて講習が行われるようにするものとする。

なお、おおむね次の事項を内容とする委託契約によって講習の委託を行い、十分な講習水準が維持され、講習が適正に行われるよう常時指導に当たるものとする。

- (1) 講習は、公安委員会が定める委託講習の実施基準に従って実施すること。
- (2) 講習の実施に関しては、公安委員会の指導監督に従うこと。
- (3) 講習指導員は、講習指導員の要件を満たす者をもって充てるとともに、講習指導員に対し、随時必要な研修を受けさせること。
- (4) 講習指導員が免許の取消し又はその効力の停止の処分を受けたとき、その他講習指導員として適当でないと認められる事情が生じたときは、その者を解任し、又は必要な期間その者の業務を停止すること。
- (5) 個人情報の適正な取扱いを確保するため、秘密の保持、情報の管理等に必要な措置を講ずること。
- (6) 講習が委託講習の実施基準に従って行われないうとき、その他委託契約の条項に著しい違反があったときは、公安委員会は直ちに講習の委託を解約することができること。
- (7) その他講習の適正な実施に必要な事項

第5 特定任意高齢者講習終了証明書の交付

講習を終了した者に対しては、特定任意高齢者講習終了証明書（講習規則別記様式第3号）を交付するものとする。

なお、その際、特定任意高齢者講習後において、更新期間が満了する日までに、免許証の有効期間の更新を受けなかった者（法第97条の2第1項第3号に規定する「特定失効者」をいう。）は、運転免許試験の一部免除を受けることができず、免許を申請するには、改めて法第108条の2第12項に規定する高齢者講習を受講しなければならない旨を説明するものとする。

第7 特定任意高齢者講習の実施結果の報告及び登録

1 報告及び登録の対象

75歳以上の簡易講習及びシニア運転者講習

2 講習の実施結果の報告

委託を受けた機関において講習を実施したときは、講習結果を速やかに報告させるものとする。

報告内容は、講習を受けた者の氏名、生年月日、性別、免許証番号、講習場所、講習年月日、「警察情報管理システムによる運転者管理業務実施要領の一部改正について」（平成29年2月1日付け秋本運第149号他等）に定める「高齢者講習済登録票」により、登録すべき「講習の分類」及び「講習の種別」その他公安委員会が必要と認

めるものとするものとする。

3 講習の実施結果の登録

公安委員会は、講習を実施し、又は、講習の実施結果の報告を受けたときは、運転管理システムに確実に登録すること。

第8 事故防止

シニア運転者講習の受講者の中には、身体機能に個人差がみられたり、ペーパードライバーの者もいることから、講習中の各種事故防止に万全を期すため、講習指導員に特段の配意をさせるとともに、特に二輪車の実車による指導に際しては、ヘルメット、プロテクター、手袋等を確実に着用させるものとする。

また、二輪車による講習において、聴覚障害者及び聴力に不安があるため講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する受講者を含めて集団講習を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保するものとする。

第9 チャレンジ講習

1 講習指導員の要件

講習指導員は、次のいずれかに該当するもので、かつ、講習指導員として適格性を有するものをもって充て、受講者数に応じて必要な数を確保するものとする。

- (1) 府令第24条第8項の規定により、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の指定を受けた技能試験官
- (2) 法第99条の2第4項の規定により公安委員会から技能検定員資格者証の交付を受けた技能検定員

2 講習施設

所要の受講者を収容できる教室、コース等を整備するなどして、講習の実施に必要な施設を確保するものとする。

3 講習用車両

講習で使用する車両（以下「講習用車両」という。）は、府令第24条第6項の表の「普通免許、普通第二種免許及び普通仮免許」の項の下欄に掲げる車両（普通自動車）を使用するものとする。

なお、受講者の持ち込んだ車両を講習用車両とすることは認めないこととする。

4 講習の委託

講習を委託する場合には、次の基準を満たす者との間に委託契約によって委託を行い、講習が適正に行われるよう常に指導監督を実施するものとする。

- (1) 技能検定員が講習の業務を行うために必要な数以上（原則として2人以上）置かれていること。
- (2) 次に掲げる設備を有すること。

ア 敷地の面積が8千平方メートル以上であり、かつ、種類、形状及び構造が府令別表3に定める基準に適合するコース

イ 講習を行うために必要な種類及び数の講習用車両（講習指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えたものに限る。）

ウ ア及びイに掲げるもののほか、講習を行うために必要な建物その他の設備

5 講習実施上の留意事項

(1) 講習対象者

普通自動車を運転することができる免許を有する者で、免許証の更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の高齢者を対象とするものとする。

ただし、更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者については、法第101条の4第2項の規定により受けた認知機能検査（法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査をいう。以下同じ。）の結果について、府令第29条の3第1項の式により算出した数値が76以上である者に限られていることに留意するものとする。

このため、更新期間が満了する日における年齢が70歳以上75歳未満の者は、高齢者講習受講可能期間の6月前からチャレンジ講習の受講が可能となるのに対し、更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者のチャレンジ講習の受講は、認知機能検査後に限られることに留意するものとする。

6 模範走行及び実車走行におけるグループの編成等

(1) グループの編成

グループの編成は、講習を円滑に行うことができるよう適正な人数（1グループ3人以内）で編成するものとする。

(2) 講習指導員の配置

1グループにつき講習指導員1人を配置する。

7 講習の方法

講習は、別表5「チャレンジ講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」に準拠し講習指導案を作成して、次の事項に留意し、受講者に指定コースにおける普通自動車の運転をさせ、その運転状況を基に、加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に著しい影響を及ぼしていないかどうかを確認するとともに、その結果に応じて、具体的な安全運転指導を行うものとする。

(1) 講習車両等の選択等

ア 講習車両は、受講者にあらかじめマニュアル式かオートマチック式かを選択させておくものとする。

イ 講習中の講習用車両には、「講習中」である旨を表示する標識を見やすい位置に掲示するものとする。

ウ 特定後写鏡条件が付されている者に対しては、特定後写鏡を使用すること。

(2) 実車走行の課題

実車走行の課題は、一般課題、特別課題及び参考課題とし、各課題に実施基準は別表6「チャレンジ講習実車走行実施基準」に準拠したものとするものとする。

(3) 実車走行の評価

講習指導員は、一般課題及び特別課題について、別表7「チャレンジ講習実車走行減点適用基準」に基づき評価を行い、その結果を別記様式第2号「チャレンジ講習評価票」に記載するものとする。

(4) 実車走行後の指導

講習指導員は、受講者の実車走行が終了した時点で、実車走行の評価に基づき直

ちに別記様式第3号「チャレンジ講習アドバイスカード」を作成し、安全運転を行うためのワンポイントアドバイスを行うものとする。

(5) 講評等

受講者全員が実車走行を終了した後、全般的な評価及び安全運転を行う上での注意事項等についての講評を行うものとする。

8 チャレンジ講習受講実施結果確認書の作成交付

実車走行の一般課題と特別課題の現点数の合計を100点から減じた点数が70点以上の受講者に対し、「運転免許に係る講習等に関する規則」で定める別記様式第1号「チャレンジ講習受講結果確認書」を作成して交付するものとする。

交付に当たっては、免許証の更新期間の満了する日における年齢が70歳以上75歳未満の者については、交付の日から6月以内で、かつ、更新期間が満了する日前6月以内に、また、更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者については、交付の日から更新期間が満了するまでの間に、簡易講習を受講することが可能であり、当該簡易講習を受講した場合は、高齢者講習の受講が免除されることとなる旨を説明するものとする。

なお、道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成21年政令第12号）によって、簡易講習の受講は、免許証の更新を申請する日前6月以内から更新期間が満了する日前6月以内と変更されていることに留意するものとする。

8 その他

(1) 講習の趣旨等の説明

事前説明において、講習の趣旨、内容について十分な説明を行うものとする。

(2) 受講者の心情に配慮した対応

講習にあたっては、受講者の心情に配慮し、丁寧な言動、態度をとるように努めるとともに、緊張感の払拭にも配慮するものとする。

(3) 事故防止

実車走行中における事故防止に万全を期すとともに、降雪等の悪天候時には講習を行わないものとする。

別表1 「特定任意高齢者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」
(簡易講習)

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			30分以上
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴 (3) 申請取消制度や各種支援制度	双方向型講義 教本、視聴覚教材等 運転適性検査器材による指導 教本、運転適性検査器材等	○ 都道府県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、四輪車事故及び二輪車事故の特徴をとらえて資料化し、事故事例と併せて説明する。 ○ 申請取消制度や都道府県の実態に応じた高齢者支援制度等を説明する。	
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等		○ DVD等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体的機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ 75歳以上の者に対して行われる認知機能検査とその後の手続きについて説明する。 ○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例、歩行者などの保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	
4 運転適性についての指導	(1) 運転適性検査器材による指導	運転適性検査器材による指導 教本、運転適性検査器材等	○ 運転適性検査器材により実施し（夜間視力及び視野の検査）、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。	30分以上
講習時間合計				60分以上

※ 休憩時間は、講習時間以外に設けること。

別表2 「特定任意高齢者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」
 (シニア運転者講習(75歳未満及び75歳以上(第3分類)の講習))

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			30分以上
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴 (3) 申請取消制度や各種支援制度	双方向型講義 教本、視聴覚教材等運転適性検査器材による指導 教本、運転適性検査器材等	○ 都道府県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、四輪車事故及び二輪車事故の特徴をとらえて資料化し、事故事例と併せて説明する。 ○ 申請取消制度や都道府県の実態に応じた高齢者支援制度等を説明する。	
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等		○ DVD等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体的機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ 75歳以上の者に対して行われる認知機能検査とその後の手続きについて説明する。 ○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例、歩行者などの保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	
4 運転適性についての指導①	(1) 運転適性検査器材による指導	運転適性検査器材による指導 教本、運転適性検査器材等	○ 運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。	30分以上
5 運転適性についての指導②	(1) 実車による指導	実車による指導 教本、自動車等	○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗するなどして、身体機能の変化に基づく運転行動、事故や違反に結びつく危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 指導に当たっては、安全運転の心構え、シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用についても指導する。 ○ 必要に応じて、記録した映像を確認しながら、指導を行うこと。	60分以上
講習時間合計				120分以上

※ 休憩時間は、講習時間以外に設けること。

別表3 「特定任意高齢者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」

(シニア運転者講習(75歳以上(第1分類及び第2分類)の講習))

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			30分以上
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴 (3) 申請取消制度や各種支援制度	双方向型講義 教本、視聴覚教材等	○ 都道府県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、四輪車事故及び二輪車事故の特徴をとらえて資料化し、事故事例と併せて説明する。 ○ 申請取消制度や都道府県の実態に応じた高齢者支援制度等を説明する。	
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	
3 安全運転の知識	(1) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識		○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。	
4 運転適性についての指導①	(1) 運転適性検査器材による指導	運転適性検査器材による指導 教本、運転適性検査器材等	○ 運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。	30分以上
5 運転適性についての指導②	(1) 実車による指導	実車による指導 教本、自動車等、録画装置等	○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗するなどして、認知機能検査の結果に基づき、認知機能を含む身体機能の変化に基づく運転行動、事故や違反に結びつく危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 指導に当たっては、安全運転の心構え、シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用についても指導する。	60分以上
6 総合的な安全指導	(1) 運転行動に関する個別具体的な指導	個人指導 実車による指導の状況を記録した映像、教本等	○ 個人指導は1人あたり30分以上とし、個別面接の方式により、個々具体的な運転行動等について説明する。 ○ 実車による指導の状況を記録した映像等を活用し、認知機能を含む身体機能の変化に基づく運転行動や、事故や違反に結びつく危険な運転個癖等を客観的に認識させ、個々具体的に指摘・指導を行う。 ○ 講習全般における受講状況等を踏まえ、安全運転に関する指導を行う	30分以上

			するとともに、代替移動手段や都道府県の実態に応じた高齢者支援制度等の教示を行う。	
	(1) 身体機能の低下が運転に及ぼす影響等 (2) 危険予測と回避方法等	映像教養 視聴覚教材等	<ul style="list-style-type: none"> ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例、歩行者などの保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。 	30分以上
講習時間合計				180分以上

※ 休憩時間は、講習時間以外に設けること。

別表4 「特定任意高齢者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」

(シニア運転者講習(合同講習))

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			30分以上
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴 (3) 申請取消制度や各種支援制度	双方向型講義 教本、視聴覚教材等	○ 都道府県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、四輪車事故及び二輪車事故の特徴をとらえて資料化し、事故事例と併せて説明する。 ○ 申請取消制度や都道府県の実態に応じた高齢者支援制度等を説明する。	
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用に関し、その必要性和効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等		○ DVD等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体的機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ 75歳以上の者に対して行われる認知機能検査とその後の手続きについて説明する。 ○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例、歩行者などの保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	
4 運転適性についての指導①	(1) 運転適性検査器材による指導	運転適性検査器材による指導 教本、運転適性検査器材等	○ 運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。	30分以上
5 運転適性についての指導②	(1) 実車による指導	実車による指導 教本、自動車等、録画装置等	○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗するなどして、身体機能の変化に基づく運転行動、事故や違反に結びつく危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 指導に当たっては、安全運転の心構え、シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用についても指導する。 ○ 必要に応じて、記録した映像を確認しながら、指導を行うこと。	60分以上
6 総合的な安全指導	(1) 運転行動に関する個別具体的な指導	個人指導 実車による指導の状況を記録した映像、教本等	○ 個人指導は1人あたり30分以上とし、個別面接の方式により、個々具体的な運転行動等について説明する。 ○ 実車による指導の状況を記録した映像等を活用し、認知機能を含む身体機能の変化に基づく運転行動や、事故や違反に結びつく危険な運転個癖等を客観的に認識させ、個々具体的に指摘・指導を行う。 ○ 講習全般における受講状況等を踏まえ、安全運転に関する指導を行う	30分以上

			するとともに、代替移動手段や都道府県の実態に応じた高齢者支援制度等の教示を行う。	
(1) 身体機能の低下が運転に及ぼす影響等 (2) 危険予測と回避方法等	映像教養 視聴覚教材等		<ul style="list-style-type: none"> ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例、歩行者などの保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。 	30分以上
<p>講習時間合計</p> <p>(75歳未満及び75歳以上(第3分類)の講習受講者は、1～5までの受講とし、講習時間は120分以上とする。)</p>				180分以上

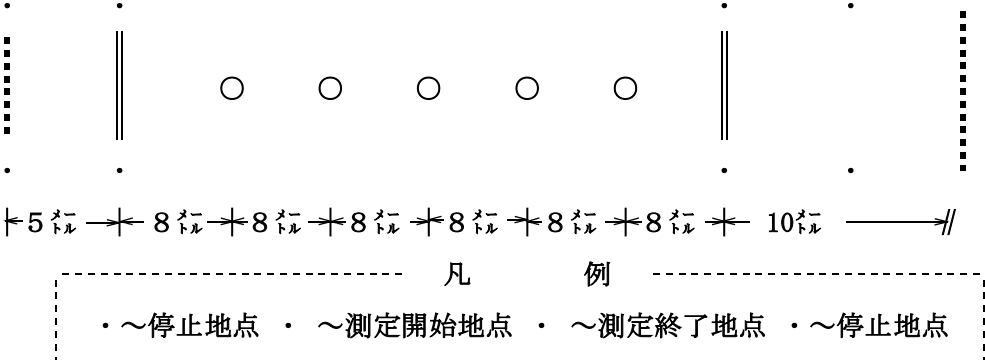
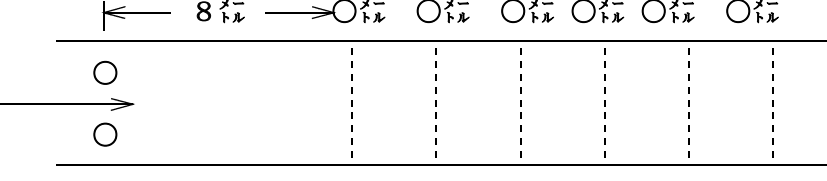
※ 休憩時間は、講習時間以外に設けること。

別表5 チャレンジ講習の講習科目及び時間割り等に関する細目

講習科目	講習細目	練習方法	留意事項	講習時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			
1 事前説明	講習の趣旨及び講習の内容の説明	○ 講習室等において実施する。 ○ コース図を配布する。	○ 次の事項を説明する ・ 講習はテストではなく、自己の運転能力を知ってもらうことが目的であり、実車走行の評価によって運転免許を取り上げたりするものではない旨 ・ 実車走行を行う前に講習指導員の運転する車両に同乗して模範操行を見てもらうので、よく見てほしい旨 ・ 一般課題の内容は、指定した走行順路を走行し、正確な法令履行及び運転操作によって、安全かつ円滑な走行ができるかについて評価を行う旨 ・ 特別課題の内容は、等間隔に設置されたパイロンをスラローム走行するもので、的確な認知・判断と適切なハンドル操作、速度調節及び運転姿勢が求められるものであり、走行時間(基準タイム14秒)及びパイロン接触の有無が評価の対象となる旨 ・ 参考問題の内容は、時速40kmを維持し、指導員の合図により急ブレーキをかけて停止するものであり評価の対象でない旨 ・ 実車走行終了後、担当した講習指導員がチャレンジ講習アドバイスカードを交付するので、今後の安全運転に役立ててほしい旨 ・ 実車走行による運転内容が加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に著しい影響を及ぼしていないと評価された場合には、チャレンジ講習受講結果確認書を交付する旨	5分
2 模範走行	一般課題、特別課題及び参考課題の模範走行	受講者3名(1グループ)を車両に同乗させて行う。	○ 一般課題、特別課題、参考課題の順で実施する ○ 一般課題についても模範走行を行う ・ 走行しながら走行順路を説明する ・ 安全確認、一時停止、進路変更などについてわかりやすく説明する ○ 特別課題について模範走行を行う ・ 基礎タイム程度で走行する ○ 参考課題について模範走行を行う ・ 咄嗟の時に強くブレーキを踏むことの大切さとその方法などについて説明する	10分
3 実車走行	一般課題、特別課題及び参考課題の実車走行	受講者1名ずつ実車走行を実施し、他の受講者は控え室等で待機する。	○ 一般課題、特別課題、参考課題の順で実施する ○ 走行中受講者が運転に余裕を持てるよう走行順路について適宜適切に教示を行う ○ 受講者の運転の評価についての必要事項をチャレンジ講習実車走行評価票に記載する ○ 個々の受講者の実車走行の終了後に安全運転を行う上でのアドバイスを行うとともに、その内容をチャレンジ講習アドバイスカードに記載して交付する	1人当たり 10分
4 講評等	実車走行の結果について	講習室等において行う。	○ 実車走行結果についての講評と今後の安全運転を行う上での注意点や参考となる事項を説明する	5分
5 チャレンジ講習結果確認書の交付	○ チャレンジ講習受講結果確認書の交付 ○ 今後の手続き等についての説明		○ 実車走行の評価が70点以上の者に対しチャレンジ講習受講結果確認書を交付する ○ 運転免許証の更新を行う上での今後の手続きや流れ等について説明する	

(注)「講習時間」については、待ち時間等は含まない。

別表6 チャレンジ講習実車走行実施基準

課題種別	課題内容等	回数	
	周回コース及び幹線コースの走行	周回カーブ	2回以上
		指定場所における一時停止	1回以上
	交差点の通行	右折	1回以上
		左折	1回以上
		信号通過	1回以上
	横断歩道の通過		1回以上
	曲線コースの通過		1回(中)
	屈折コースの通過		1回(中)
方向変換		1回(中)	
特別課題	<p>【コースの設定】</p>  <p>凡 例</p> <p>・～停止地点 ・～測定開始地点 ・～測定終了地点 ・～停止地点</p>	2回	
	<p>【実施要領】</p> <p>(1) 停止地点・で一旦停止をした後にスタートして、測定開始地点・から測定終了地点・までの5本の障害物(パイロン)の間を、順にS字状に通過し、停止地点・に停止する</p> <p>(2) 最初の障害物の進入方向は、自由選択とする</p> <p>(3) 自動車の前部が測定開始地点を通過してから測定終了地点を通過するまでの走行時間を測定する</p>		
参考課題	<p>【コース設定例】</p>  <p>合図地点</p> <p>★ 路面又は道路左側縁石等に合図開始地点から停止地点までの距離を示す数値を1メートル間隔で表示する</p>	2回	
	<p>【実施要領】</p> <p>(1) 時速40kmで走行中、合図地点において指導員の合図で急ブレーキをかけ停止させる</p> <p>(2) 速度については、指導員が適宜読み上げる</p>		
総走行距離(参考課題を除く)		1200m	

別表7 チャレンジ講習実車走行減点適用基準

減点細目		適用事項	減点数	
安全不確認	発進	出発点を含み、路端に停止後、発進する際に必要な確認をしない場合	10点	
	後退	後退する直前に後退する方向及び場所の安全を確認しない場合		
	周囲	後退中に、車両の側方や、後退する方向の安全確認をしない場合		
	巻き込み	左折する直前に、車両の左側方の安全を確認しない場合		
	変更	進路を変えようとする側の側方と後方の安全確認をしない		
	交差点	交差点内の通行に関する歩行者や車両に対する安全を確認しない場合		
	後方	歩行中にバックミラーによる後方の確認を全くしない場合		
	脇見	歩行中に脇見をし、進行方向の安全を確認しない場合		
	降車	車時ドアを開けようとする直前に、後方の確認をしない場合		
危険走行	制動 操向	補助ブレーキ	走行中危険を回避するため指導員がブレーキを操作した場合	30点
		補助ハンドル	走行中危険を回避するため指導員がハンドルを操作した場合	
	車体感覚	脱輪大	縁石に車輪を乗り上げ又はコースから車輪が逸脱した地点から1.5m以上進行した場合	
		接触大	コースに設置した障害物に接触（障害物が動かない場合を除く）、又は歩行者、車両等や建造物等に接触するおそれがある場合	
		安全間隔	歩行者又は軽車両の側方を通過する場合に十分な間隔を保たない場合又は間隔が保てない場合に徐行しようとしめない場合	
	通行区分	右側通行	道路の中央部分から右にはみだして通行した場合（法令の除外規定に該当する場合を除く）	
	直進 右左折	信号無視	赤、黄色信号が表示された場合に、法令に定められた停止位置で停止しない場合又は車体の一部が超えて停止した場合	
		通行妨害	車両等の進行を妨害した場合	
		一時不停止	道路標識等による一時停止の指定場所で、停止線を越えて停止又は手前で停止しない場合	
	歩行者保護	横断歩道	横断歩道の手前おおむね5mに到達することになり、かつ歩行者が横断歩道に立ち入ることが予測される場合に、横断歩道の手前で停止しない場合	
パイロンスラローム		歩行時間測定区間における歩行時間が基準時間（路面乾燥時14秒、路面湿潤時15秒）を超過した場合（操行は2回行い、成績の良い方を採用する。） 通過時間は、小数点以下を切り上げるものとする	1秒超過 毎に3点	
		設置したパイロンに接触した場合（障害物が動かない場合を除く）	30点	

運転頻度等問診票

実施機関名 ()

受講者名		生年月日	年 月 日生	指導員名	
------	--	------	--------	------	--

各質問に対して、該当するにチェックして下さい。(例：)

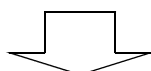
1 あなたがお持ちの免許はどれですか

大型 中型 準中型 普通 大特 大二輪 普二輪 原付

2 あなたは平素どのくらい自動車・バイクを運転しますか

 毎日運転している。目的【 仕事 通勤 買い物 通院 家族の送迎その他 】 ときどき (月 週 回くらい) 運転している。目的【 仕事 通勤 買い物 通院 家族の送迎その他 】(※注 には概ねの回数を記入して下さい。) 全く運転しない。理由【 家族の運転 鉄道、バス、タクシー利用 自転車 徒歩その他 】

裏面の質問にもお答え下さい。



【裏面】

3 あなたが平素運転している車はどのような車ですか

大型・中型のバス・トラック 準中型トラック 普通乗用車 軽四自動車

大型・中型バイク カブ・スクーター 小型の耕耘機・トラクター

なし

4 実車指導で使う車で、ご希望の車種はどれですか

マニュアル自動車 オートマチック自動車 原動機付自転車

5 自動車の運転について、どうお考えですか

(1) 運転は (好き 嫌い)

(2) 運転に自信が (ある ない)

6 最近（1年以内）、運転中の事故やヒヤリ体験がありましたか

交通事故を起こした ヒヤリ体験がある なし

7 あなたが車を運転できない時、替わりの移動手段はありますか

家族の運転 (妻 子 その他) 友人 列車・バス

その他 ()

8 あなたは、次の場合又は、次の場所を運転することがありますか

体調がすぐれないとき 夜間 悪天候時 不慣れな道路 狭い道

混雑した道路（駅前等） 高速道路 長時間・長距離 渋滞時

チャレンジ講習評価票

名 前	年令	性別		担当者
		男 女	100 - () =	
減点数	30		10	3
減点項目				
安全確認			発進、後退、周囲、巻き込み、変更、交差点、後方、脇見、降車	
制動	補助ブレーキ			
操向	通過不能、補助ハンドル			
車体感覚	脱輪大、接触大、安全間隔			
通行区分	右側通行			
直進、右左折	信号無視、進行妨害、一時不停止			
歩行者保護	横断歩道			
スラローム	1回目 (秒) 2回目 (秒)		3 × 時間超過 () 秒	
減点小計				

チャレンジ講習アドバイスカード

殿

あなたの運転結果は

良好

注意が必要

おおむね良好

一層の注意が必要

であると認められます。

なお、自動車を運転する上で改善すべき点は、下表の「要改善」欄に印を付していますので、これを参考に、これからも安全運転に努めましょう。

平成 年 月 日

公安委員会

評 価 事 項		要改善
安全確認	発進する時に前後左右の安全を確認している	
	後退する時に後退場所の安全を確認している	
	後退する時に前後左右の安全を確認している	
	右左折する時巻き込む所（内側）の安全を確認している	
	進路変更する時に変更先後方の安全を確認している	
	交差点に進入又は通過する時に左右の安全を確認している	
	走行中に後方の交通の状況を確認している	
	走行中に脇見をしない	
	降車する時にドアの側方及び後方の安全を確認している	
制 動	ブレーキ操作を適時・適切に行っている	
操 向	ハンドル操作を適時・適切に行っている	
車体感覚	前後の車体感覚を身に付けている	
	左右の車体感覚を身に付けている	
	安全間隔を十分に取っている	
通行区分	進路の左に寄って通行している	
直進・ 右左折	信号を守っている	
	優先されるべき車の判断を適確に行っている	
	「一時停止」場所で停止線の直前で停止している	
歩行者保護	横断歩道を通行する時に歩行者等の有無に注意している	
危険回避	素早く危険を回避することができる	

注 評価方法は、チャレンジ講習評価票による点数が80点以上の場合は「良好」、70点以上79点以下の場合は「おおむね良好」、40点以上69点以下の場合は「注意が必要」、39点以下の場合は「一層の注意が必要」とし、それぞれ該当する場所にレ印を記載する。